

「杉並区障害者施策推進計画」の改定に向けた取組について

令和 8 年度で計画期間が終了する「杉並区障害者施策推進計画」について、以下のとおり改定に向けた取組を進めることとしましたので、報告します。

1 改定の基本的な考え方

- (1) 「杉並区保健福祉計画」を構成する障害者分野の計画として、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体化して改定する。
- (2) 計画改定案の作成に当たっては、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を踏まえた計画内容とする。
- (3) 計画の内容は、これまでの実績や令和 7 年度に実施した障害者の地域生活に関する調査（障害者基礎調査）の結果等を踏まえるとともに、上位計画である「杉並区総合計画・実行計画」等との整合を図る。

2 計画期間

計画期間は、基本指針に基づく「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の計画期間に合わせ、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間とする。

なお、上位計画の改定等を踏まえ、適宜必要な改定・見直しを行う。

3 改定の進め方

- (1) 計画改定案の検討に当たり、以下の取組を実施する。
 - ・杉並区地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）のもとに設置した計画部会により、計画改定に向けた検討を行う。
 - ・協議会及び杉並区障害者権利擁護・共生社会推進連絡会からの意見聴取を実施するとともに、「障害児福祉計画」については、子ども及び保護者等からの意見聴取を実施する。
- (2) これらにより策定した計画改定案について、区民等の意見提出手続を実施した上で、改定後の計画を決定する。

4 今後のスケジュール（予定）

令和 8 年 11 月	計画改定案の策定
12 月	計画改定案に係る区民等の意見提出手続を実施
令和 9 年 2 月	計画（改定版）の決定
3 月	計画（改定版）を公表